

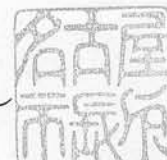
行政文書非公開決定通知書

21 子子事第 10-4 号
平成 22 年 3 月 25 日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋 克実 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成22年3月11日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	藤岡喜美子氏からの申し入れ時の議事録
公開しない理由	請求に係る行政文書は取得及び作成しておらず、不存在のため。
備考	<決定を行った所管課> 子ども青少年局子ども未来部子ども事業調整室 電話:052-972-3229

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

行政文書非公開決定通知書

21 子子事第 10-5 号
平成 22 年 3 月 25 日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋 克実 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成22年3月11日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	市長と担当職員と選定委員との面談時の書面、議事録
公開しない理由	請求に係る行政文書は取得及び作成しておらず、不存在のため。
備考	<決定を行った所管課> 子ども青少年局子ども未来部子ども事業調整室 電話:052-972-3229

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

経営アドバイザーの主な意見と経緯

市から
情報提供

区分	事項	経営アドバイザーの主な意見
平成 21 年 10 月 28 日	アドバイザーとの会議	<ul style="list-style-type: none"> ○トワイライトスクールの運営主体の公募について ・(公募の検討案の説明に対して)「地域部会」の意見は参考程度にすべきである。
平成 22 年 1 月 14 日	来庁	<ul style="list-style-type: none"> ○応募について ・応募期間が少し短い。
平成 22 年 1 月 20 日	文書受領 (市長あて) 別紙 1	<ul style="list-style-type: none"> ○現状 ・「地域部会」への説明が十分でない。 ○課題 ・公平な審査がなされているとは考えにくい。 ・市の方針が「審査委員」に伝わっているのか疑問である。 ○対策 ・案 1 市長がマスコミへの発信を直接行う 審査方法の変更の指示 ・案 2 公募のやり直し
平成 22 年 1 月 26 日	文書受領 (市長あて) 別紙 2	<ul style="list-style-type: none"> ○公募における課題について ・公募期間が短い。 ・「地域部会」への説明が十分でない。 ○審査においてアドバイズしたこと ・「地域部会」の判断は参考意見として取り扱う。
平成 22 年 2 月 4 日	来庁	<ul style="list-style-type: none"> ○審査について ・「審査委員」の審査能力に問題がある。 ・プレゼンテーションにおける質問時間が長い。
平成 22 年 2 月 4 日	文書受領 (市長あて) 別紙 3	<ul style="list-style-type: none"> ○公募について調査のお願い ・プレゼンテーションにおける問題 ・審査前の問題

区 分	事 項	経営アドバイザーの主な意見
平成 22 年 2 月 16 日	文書受領 (市長室、総務局、子ども青少年局あて) 別紙 4	○2 月 4 日来庁の際の質問に対する報告について ・報告がない。文書による報告のお願い ・報告にコメントを付けて市長に意見を申す。
平成 22 年 2 月 18 日	文書受領 (市長室、子ども青少年局あて) 別紙 5	○2 月 17 日付担当課発信文書を受けての再度の回答のお願い ・プレゼンテーションにおける問題 ・審査においてアドバイスしたこと
平成 22 年 2 月 19 日	来庁	○選定委員会における候補者選定結果について ・公募したことは評価すべきである。
平成 22 年 2 月 25 日	文書受領 (市長室、子ども青少年局あて) 別紙 6	○2 月 18 日付文書に対する回答の日程調整について ・各審査委員の採点表、各団体の申請書、審査の議事録の準備を要望
平成 22 年 3 月 3 日	来庁	○選定委員会における候補者選定結果について ・(2 月 18 日付け文書に対する口頭回答に対して) 「地域部会」については参考程度で一貫して言ってきた。 ・プレゼンテーションの質疑応答時間をタイムキープするのは大切だ。

市長と選定委員の面談

区 分	内 容
出席者	松本 一彦 選定委員 ほか4名
意 見	<p>(市長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤岡アドバイザーや学区部会員からの情報で、選定に関して、いろいろな声を聞いている旨を説明し、選定委員に対し事実を確認 ・今回の選定に競争性を導入した趣旨を説明 ・面談の目的は、選定において公正を保持するためであり、特定の団体をお願いする趣旨ではない旨を説明 <p>(選定委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員としてどの応募団体に対しても公正・公平に審査している。 ・保護者などそれぞれの立場から、子どもにとってどの団体がいいのかという視点で審査している。 ・確認した学区部会では、意見の取りまとめにあたり公正に議論されていた。

行政文書非公開決定通知書

21 総監第 11 号
平成 22 年 3 月 25 日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋克実様

実施機関

名古屋市長 河村たかし



平成22年 3月11日に請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	① すこやか職務ヘルプライン 通報・相談シート (平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 10 日まで) ② すこやか職務レポート (平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 10 日まで)
公開しない理由	①について、公にすることにより、職員が委縮してしまい相談を行わなくなるなど、透明な市政運営を推進し、組織としての自浄能力の向上を図るというすこやか職務ヘルプライン制度の適正な運営に支障が生じるおそれが出るため (名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当)。 ②について、請求に係る期間に、各所属からすこやか職務レポートに係る報告を受けた事案はなく、対象となる行政文書が存在しないため。
備考	<決定を行った所管課> 総務局職員部監察室 TEL : 0 5 2 - 9 7 2 - 2 1 1 8

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。